

令和 7 年横審第 1 0 号

裁 決  
貨物船 A 乗揚事件

受 審 人 a 2  
職 名 A 次席一等航海士  
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 2 月 1 3 日 1 7 時 0 0 分半僅か過ぎ  
千葉県勝浦東部漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船 A  
総 ト ン 数 4 9 8 トン  
全 長 6 4 . 9 8 メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 7 3 5 キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成21年1月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋の前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台、同スタンド右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、船長a1及びa2受審人ほか4人が乗り組み、過酸化水素700トンを載せ、船首2.8メートル、船尾4.2メートルの喫水をもって、令和6年2月13日09時30分茨城県鹿島港を発し、愛媛県三島川之江港に向かった。

ところで、勝浦東部漁港東方沿岸には、陸岸から南東方約1,500メートル沖合まで水深2メートル以下の岩場が点在する水深5メートル以浅の浅所（以下「勝浦東方浅所」という。）が拡張していた。

また、a2受審人は、（一部省略）海技免許を取得したのち、内航船に航海士として乗船するようになり、令和5年3月からはAに航海士として乗り組んでいて、千葉県東岸沖合の航行経験が豊富であったが、同岸寄りの航行経験が年に数回程度で、勝浦東方浅所の存在を承知していなかった。

そして、Aに装備されたGPSプロッターは、その画面を拡大表示させると、5メートル等深線が赤色の実線で表示されるようになっていた。

a2受審人は、千葉県九十九里浜東方沖合で昇橋して前直の航海士から引き継ぎを受け、15時00分単独の船橋当直に就き、1号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンドの後方に立って操船に当たり、南西方からの波浪の影響を少なくするよう、設定された針路より陸岸寄りを航行することとし、16時30分僅か過ぎ勝浦灯台から063度（真方位、以下同じ。）4.3海里の地点で、針路を234度に定めて自動操舵とし、7.8ノットの速力（対

地速力、以下同じ。)で進行した。

定針したとき、a 2 受審人は、勝浦東方浅所の存在を承知していなかったが、以前、勝浦東部漁港東方沿岸を問題なく航行できていたことから、このときも無難に航行できるものと思い、海図で航行予定経路上の浅所の有無を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a 2 受審人は、勝浦東方浅所へ向首して続航し、17時00分半僅か過ぎ勝浦灯台から119度1,390メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、勝浦東方浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力5の南西風が吹き、南南西方から波高約2メートルの波浪があり、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、千葉県勝浦市には強風及び波浪注意報がそれぞれ発表されていた。

船長は、翌14日機関長から燃料に水が混じっているとの報告を受け、潜水調査を行わせたところ、船底に亀裂が発見されたことから乗揚の事実を知り、事後の処置に当たった。

乗揚の結果、船尾船底外板に破口及び凹損等を生じたが、後に修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、勝浦東部漁港北東方沖合において、三島川之江港に向けて設定された針路より陸岸寄りを航行する際、水路調査が不十分で、勝浦東方浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 2 受審人は、勝浦東部漁港北東方沖合において、三島川之江港に向けて設定された針路より陸岸寄りを航行する場合、勝浦東方浅所の存在を承知していなかったのだから、海図で航行予定経路上の浅所の有無を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、

同人は、以前、勝浦東部漁港東方沿岸を問題なく航行できていたことから、このときも無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、勝浦東方浅所へ向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 米 倉 毅

審判官 上 羽 直 樹

審判官 高 木 省 吾